

平成29年4月7日

株式会社グロースアドバイザーズ  
代表取締役 小澤正治 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階 千葉県生活協同組合連合会内

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

理事長 拝 師 徳 彦

## 再々申入書

冠省

当団体は、貴社と契約者との投資顧問契約（以下「本件契約」といいます。）に関する規約等について検討した結果、平成28年12月26日付「再申入書」を送付し、貴社より平成29年1月27日付けで回答をいただきました（以下「回答書」といいます）。

そこで、当団体は、貴社からの回答書について検討致しましたが残念ながら具体的な貴社の見解をいただけておりませんので、下記のとおり再度申入れを致します。

つきましては、本書面及び過去の申入書に対する貴社の具体的な回答を、平成29年5月8日までに、当団体にご回答いただきますようお願い致します。なお、すでに前回までの申入書においてご連絡しておりますとおり、本書面並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当団体の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。また、これまで貴社からいただいた回答は当団体のHP（<http://sapochiba.com/>）にて既に公表させて頂いておりますので併せてお伝え致します。

草々

## 記

### 第1 「申入書」に対する回答について

#### 1 平成28年9月20日付貴社からの回答

- (1) クーリング・オフ期間後の解約について  
即日解約については前向きに検討します。
- (2) 各契約者に対して契約の内容について  
ホームページに載せるように検討します。
- (3) 会員への周知  
必要な対策、周知方法を前向きに検討します。

#### 2 申入れ事項

- (1) 当団体の平成28年8月22日付「申入書」申入れの趣旨1項、3項乃至4項について、いずれも前向きに検討する旨ご回答をいただき、ありがとうございます。

ところで、上記変更・改善について、貴社の回答書には、残念ながら変更・改善時期やその内容が明記されておりませんでした。

また、平成29年4月5日現在、貴社のホームページを確認した限りでは、具体的な契約条項及び周知方法を確認できておりません。

- (2) つきましては、平成29年5月8日までに、現在貴社において使用されている契約書または約款等、本件契約に関する契約条項を具体的に確認できる資料を当団体までご提供ください。

また、貴社の会員に対する契約条項変更の周知方法についてもご回答下さい。

### 第2 報酬の返金に応じない定めについて

#### 1 平均的損害について

消費者契約法9条1号における「平均的損害」とは、個々の事案における具体的な損害ではなく、一般的かつ客観的な損害をいうと解されています（日本弁護士連合会（編）第2版増補版コンメンタール消費者契約法）。

そして、かかる損害の算定については、通常、解除の事由、時期のほか、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等の損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情を考慮して算定されることとなります（東京地判平成14年3月25日）。

#### 2 貴社における具体的な平均的損害額

- (1) 本件契約について、貴社に生ずる平均的損害を検討してみるに、貴社では、会員区分において、1か月、3か月、6か月及び12か月の各契約期

間を設けており、いずれの契約についても会費を前払いの一括払の形態が取られています。

貴社の設定している会費は、実質的には、契約期間により多少の金額の多寡はありますが月毎サービス提供の対価と考えられます。当該契約期間の途中で解約した場合、残存期間に対応する会費は不当利得として返金すべき性質のものと思料致します。

少なくとも、本件契約を途中で解約した場合、会費金額を契約期間に応じて日割計算を行い残存期間に対応する金額は、サービスを提供していない期間の対価ですので貴社において受領する特段の理由はないと思料致します。

- (2) また、本件契約は、不特定多数の契約者に対し同一のサービスを提供することが可能な性質であり代替可能性があると思慮いたしますので、一契約者が解約することによる損害は想定されません。

さらに、契約解除に伴う事務手数料等についても、若干の事務作業を伴う程度と思われるので、貴社に損害として生じ得ないと思料致します。

- (3) したがって、本件契約の中途解約については、そもそも貴社に損害が生じるとは解しがたく、契約残存期間に相当する会費については返金の措置がなされて然るべきであり、「返金に応じられません」というのは、平均的損害を明らかに上回ると言わざるを得ません。

### 3 総括

貴社における平均的損害について当団体の見解は前述のとおりです。本件契約について、クーリング・オフ期間経過後の報酬金の返金に一切応じないとする点は、消費者の利益を一方向的に害するものであると言わざるを得ません。

つきましては、本書面及び平成28年12月26日付「再申入書」について、平成29年5月8日までに書面にてご回答下さい。

なお、期日までに、ご対応頂けなかった場合、あるいはご回答も頂けなかった場合には、適格消費者団体による差し止め請求や監督行政機関への苦情申入れ等の手続を検討せざるを得ないことを申し添えます。

以上